

規格・基準などの事前意図公告
(この公告は T B T 協定附属書 3・L に基づくものです。)

下記のとおり、工業標準化法に基づき工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、理由を付して文書でご提出下さい。

記

1 件名

工業標準の改正

2 改正する工業標準の番号及び名称並びに趣旨・目的

JIS E 4710 鉄道車両－防振ゴム－一般要求事項

(Rolling stock-Rubber vibration isolators-General requirement)

現行規格はボルスタレス付台車を念頭に作成されていたが、現在は大多数の台車がボルスタレス台車になっているため、防振ゴムの分類にボルスタレス台車に対応した分類を追加することや、引用規格の改正があったこと等から、改正するものである。

主な改正点は、次のとおりである。

- ・タイトルを規格内容に合わせ、“鉄道車両－防振ゴム－一般要求事項”に修正する。
- ・適用範囲に“可とう性確保”を追加する。
- ・引用規格の改正に整合等させる。
- ・表 1－防振ゴムの区分から 3 種を抹消し、“正確な静的ばね定数及び正確な静荷重－たわみ特性”の両方を必要とする区分を追加し、改正前後での誤解を避けるため、区分を A 種、B 種、C 種とする。
- ・表 2－防振ゴムの分類を実態に合わせ見直し、各分類項目の理解（名称、外観）を助けるため、防振ゴムの用途及び形状の代表例を示した附属書 A を追加する。
- ・接着性試験の接着面積の区分の境界で試験力にギャップが生じていたので、それを解消する。
- ・特殊試験などの項目選択を助けるため、仕様書又は図面に記載する受渡当事者間で協定すべき防振ゴム仕様の例を示した附属書 B を追加する。

3 施行年月日

平成 30 年 11 月以降

4 意見提出先 国土交通省 鉄道局 技術企画課

東京都千代田区霞が関 2－1－3

電話 03－5253－8111（内線 40704）

5 意見提出期限 掲載より 60 日後